

厚真町お試しサテライトオフィス設置要綱

(趣旨)

第1条 厚真町においてテレワーク及びサテライトオフィス等の開設を促進することで、産業の活性化と雇用機会の拡大を図ることを目的とする厚真町お試しサテライトオフィス（以下「お試しオフィス」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 お試しオフィスの名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
お試しサテライトオフィスA棟	厚真町新町155番地
お試しサテライトオフィスB棟	厚真町新町155番地
お試しサテライトオフィスC棟	厚真町上厚真18番地1
お試しサテライトオフィスD棟	厚真町上厚真18番地1

(施設の利用)

第3条 お試しオフィスを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 厚真町においてテレワーク又はサテライトオフィスの開設を検討している法人、団体、グループ及び個人（以下「事業者等」という。）
- (2) 厚真町において事務所等の開設又は起業を検討している事業者等
- (3) お試しオフィスC棟及びD棟の利用は、厚真町シェアサテライトオフィス設置要綱第2条に定める「上厚真シェアサテライトオフィス」を利用する者とする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。
- (4) その他、お試しオフィスの利用について、町長が必要と認めた事業者等

2 お試しオフィスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、町長の承認を受けなければならない。

3 町長は、利用者又は利用目的が、お試しオフィスの設置目的に合致しないと認めたときは、前項の承認をしないことができる。

(利用できる期間)

第4条 お試しオフィスA棟及びB棟は1週間まで利用できるものとする。た

だし、町長が特に認めた場合は、A棟及びB棟は1か月を超えない範囲で利用できる。

- 2 お試しオフィスC棟及びD棟は1か月まで利用できるものとする。ただし、町長が特に認めた場合は、C棟及びD棟は6か月を超えない範囲で利用できる。

(利用料金)

第5条 お試しオフィスの利用料金は、次のとおりとする。

	1週間まで	1週間を超える場合 1日につき	備考
A棟 B棟	10,000円 (冬期間 12,000円)	800円 (冬期間 1,000円)	冬期間は11月1日から4月30日までの間
C棟 D棟	16,000円 (冬季間 23,000円)	2,000円 (冬季間 3,000円)	冬期間は11月1日から4月30日までの間

- 2 施設の利用者は、町長が指定する期限までに規定する利用料を納付しなければならない。

(損害賠償)

第6条 利用者は、故意又は過失によりお試しオフィスの躯体、設備又は備品等を破損、汚損又は滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由等、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。ただし、施行日から平成29年3月31日までの間は、第5条の規定の適用については、「無料」とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。